

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則
 秋田県立大学条例施行規則の一部を改正する規則(三九・学術振興課)
 訓令
 私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程(一〇・学術振興課)

規則

秋田県立大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十九号

秋田県立大学条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立大学条例施行規則(平成十一年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(専攻)

第二条の二 秋田県立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程並びに当該研究科に置く専攻の名称、入学定員及び位置は、次のとおりとする。

研究科の名称	課	程	専攻の名称	入学定員	位置
			機械知能シス テム学専攻	一八人	

システム科学 技術研究科		博士課程			
の課程	後期三年	前期二年			
	科学専攻	総合システム	経営システム 工学専攻	建築環境シス テム学専攻	電子情報シス テム学専攻
	八人	七人	七人	一八人	本荘市

第五条第一項第三号中「若しくは卒業した」を「卒業し、若しくは修了した」に改める。

第十三条第二号中「秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)」の下に「、秋田県立大学大学院学則(平成十四年秋田県規則第三十六号)」を加える。

様式第一号から様式第三号までの規定中「様式・様式」を「様式・様式(車
 両・機材)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

秋田県訓令第十号

庁中一般
 教育委員会

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺田典城

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程
 (趣旨)

第一条 この訓令は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校(私立大学及び私立高等専門学校を除き、同法第九十七条及び第百

二条第一項の規定により設置された私立幼稚園等を含む。以下同じ。）に関する事務に係る教育長その他の教育庁の職員の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行する事務)

第二条 教育長その他の教育庁の職員は、学校教育法第四条第一項の規定による私立学校の設置廃止等の認可、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条第一項の規定による学校法人の寄附行為の認可、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による助成措置その他の私立学校に関する事務を補助執行するものとする。

(決裁区分等)

第三条 前条に規定する事務のうち知事の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

一 秋田県私立学校審議会に対する諮問に関すること。

二 秋田県私立学校審議会の委員の任免に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、高度な判断を要する事項並びに異例に属する事項及び先例となる事項のうち重要な事項に関すること。

2 前条に規定する事務（一般的事務に限る。）のうち副知事、教育長、総務課長及び班長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）別表第二に定めるところとする。この場合において、同表中「部長」とあるのは「教育長」と、「次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「総務課長」とする。

3 前条に規定する事務（一般的事務以外の事務に限る。）のうち教育長及び総務課長の専決する事項並びにその合議先は、別表第一に定めるところとする。

4 別表第一に掲げる事務のうち認可等の申請に基づいて行う事務の処理の日は、別表第二に定めるところとする。

(代決)

第四条 知事が不在のときは、その決裁する事項について副知事が代決し、副知事も不在のときは教育長が代決するものとする。

2 副知事が不在のときは、その専決する事項について教育長が代決するものとする。

3 教育長が不在のときは、その専決する事項について教育次長（二人以上の教育次長を置く場合にあつては、教育長があらかじめ定める順序により指定する教育次長）が代決し、教育次長も不在のときは総務課長が代決するものとする。

4 総務課長が不在のときは、その専決する事項について当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。

(補則)

第五条 前条までに定めるもののほか、私立学校に関する事務に係る補助執行については、秋田県事務決裁規程及び許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第三号）に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事務の種類		専決権者	合議先
根拠法令等の名称	事項名		
学校教育法	1 私立学校の設置廃止、設置者変更等の認可(第4条第1項)	教 育 長	私立専修学校又は私立各種学校(以下「私立専修学校等」という。)を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	2 私立学校の閉鎖命令(第13条)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	3 私立高等学校の広域の通信制課程に係る文部科学大臣への届出(第45条第3項)	総 務 課 長	
私立学校法	1 学校法人の寄附行為の認可(第31条第1項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	2 学校法人の寄附行為の補充(第32条第1項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	3 学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	4 学校法人の仮理事及び特別代理人の選任(第49条)	総 務 課 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	5 学校法人の解散の認可又は認定(第50条第2項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	6 学校法人の合併の認可(第52条第2項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	7 学校法人の収益事業の停止命令(第61条第1項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	8 学校法人の解散命令(第62条第1項)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長

	9 学校法人の組織変更の認可(第64条第6項)	教 育 長	学術振興課長
私立学校法施行令 (昭和25年政令第31号)	1 都道府県知事を経由して行う文部科学大臣への認可申請の受理及び進達(第2条)	総 務 課 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の知事所轄の学校法人となる場合における寄附行為変更等に係る文部科学大臣との協議(第3条)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
私立学校振興助成法	1 第12条の施行に関する事務		
	(1) 学校法人への収容定員超過の是正命令(第2号)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	(2) 学校法人への予算変更の勧告(第3号)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	(3) 学校法人への役員解職の勧告(第4号)	教 育 長	私立専修学校等を設置している学校法人に係るものにあつては、学術振興課長
	2 監査報告書の添付に係る許可(第14条第3項)	総 務 課 長	

別表第2(第3条関係)

許 認 可 等 事 務		処 理		備 考
根拠法令等の名称	事 項 名	課	日 数	
学 校 教 育 法	私立学校の設置廃止、設置者変更等の認可(第4条第1項)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
私 立 学 校 法	1 学校法人の寄附行為の認可(第31条第1項)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
	2 学校法人の寄附行為の補充(第32条第1項)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
	3 学校法人の寄附行為の変更の認可(第45条)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
	4 学校法人の仮理事及び特別代理人の選任(第49条)	総務課	14	

	5 学校法人の解散の認可又は認定(第50条第2項)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
	6 学校法人の合併の認可(第52条第2項)	総務課	20	
	7 学校法人の組織変更の認可(第64条第6項)	総務課	20	私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
私立学校振興助成法	監査報告書の添付に係る許可(第14条第3項)	総務課	30	

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄